



## 令和 8 年度 NHK 歳末たすけあい助成<第 1 次> 助成申請書作成の手引き

こちらは下記の申請用の手引書です

・ **令和 8 年度に申請を出す団体** (令和 8 年度実施事業の申請)

・ 『NHK 歳末たすけあい募金』からの助成

※『NHK 歳末たすけあい募金』は原則当年度の事業に対する助成金です。

・ **社会福祉に係る車両・備品整備費についての助成**

※この助成金は【車両・備品の購入・建物工事】のみ対象です。

福祉施設に対する少額の備品整備助成及び、防災用備品整備は、『NHK 歳末たすけあい助成<第 2 次>』(申請期間 11 月頃)をご確認ください。



社会福祉法人 千葉県共同募金会



## はじめに

赤い羽根共同募金の助成申請をご検討いただきありがとうございます。

共同募金は地域の身近な福祉活動を資金面から支えるための取り組みで、千葉県で寄せられた募金は、県内で福祉課題の解決に向け取り組む団体の活動に使われます。

募金の趣旨をご理解いただき、福祉活動にお役立てください。

## 赤い羽根共同募金について

### 赤い羽根共同募金とは

1947年（昭和22年）に住民が主体の取り組みとして始まり、時代とともに変化する地域の福祉活動を資金支援してきました。運動開始から80年以上が経過し「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、全国で年間約7万件にわたる各地の住民ボランティアや地域福祉活動（高齢者、障害者、子ども、災害時支援など）を応援しています。

また、物価の高騰による生活困窮やひきこもり、虐待など多様化・複雑化する福祉課題への支援や地域とのつながりづくりの支援にも役立てられています。

### NHK 歳末たすけあいとは

共同募金運動の一環として、毎年12月1日～25日の期間、NHK・共同募金会が協同で『NHK 歳末たすけあい運動』を実施しています。集められた募金は、千葉県内の福祉施設利用者の生活・介護・就労備品の整備や、緊急的な支援を必要とされる方への支援活動に使われます。NHK 歳末たすけあい助成は、申請した年度に助成が行われる当年度助成となっています。

### 募金は大切な浄財です

赤い羽根共同募金は、募金ボランティアや県民の皆さまからのご寄付に支えられています。助成を受けられた団体や施設を利用される方々をはじめ、寄付者の皆さまに共同募金の「つかいみち」がしっかりと伝わるよう、助成決定後は、「ありがとうメッセージ」や写真の提供、赤い羽根マークの明示などの広報活動にご協力をお願いします。

## ご応募・お問合せ

助成申請書は当会ホームページ(<https://www.akaihane-chiba.jp/>)からダウンロードしてください。

**申請書受付期間** 令和8年4月1日(水)～5月11日(月) 必着

**ヒアリング** 令和8年5月12日(火)～6月15日(月)

(詳細は6ページ「申請方法」を参照)

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

TEL: 043-245-1721 mail: [bz501221@akaihane-chiba.jp](mailto:bz501221@akaihane-chiba.jp)

## NHK 歳末たすけあい助成<第1次> 助成対象チェックシート

※1 つでも × がつく場合は、NHK 歳末たすけあい助成<第1次>の申請の対象となりませんが、アドバイスできることや他助成事業の対象となる場合がありますのでご相談ください。

### 【団体について】

チェック項目 (すべて○の時に申請可能)	○	×
非営利の社会福祉活動を行っている		
社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、非営利の任意団体(構成員 10 名以上)のいずれかに該当する		
国または地方公共団体が運営している団体ではない		
宗教活動、政治活動を目的とする団体、反社会的勢力との関係はない		

### 【応募要件について】

法人・団体の定款や会則などの規則を定めている		
活動計画・報告、予算・決算の書類を作成している		
法人・団体設立後（事業開始後）1年以上経過している		
施設が開所後1年以上経過している		
施設が指定管理者制度に指名されていない		

※施設で使用する車両・備品・施設の工事の場合、施設単位での申請となります。

### 【申請事業について】

国または地方公共団体から委託された事業ではない		
補助金や他の助成金を受けていない		
申請事業の利用者は2市町村以上に在住している (千葉市は千葉市内のみの利用者可)		
申請は1法人につき1施設(事業所)である		

**【重要】** 本助成に採択となった施設及び法人は、同年度のNHK 歳末たすけあい助成<第2次>には申請できません。

## NHK 歳末たすけあい助成<第 1 次> 申請について

### 1. 趣旨

地域課題解決に取り組む社会福祉団体・施設への助成の他、新たなニーズ、従来からの取り組みを支援することにより千葉県内の地域福祉推進を図ります。

### 2. 助成方針

令和 8 年度に実施する NHK 歳末たすけあい募金から、社会福祉および更生保護事業に係る車両・備品整備・建物工事にかかる費用を助成します。

### 3. 助成対象事業

県域、広域（複数市町村）、政令指定都市における社会福祉を目的とする下記の事業。

- ・介護車両・送迎用車両等の購入費  
（フロアマット、オートスライドドア、車いす等の固定装置、助成明示等のラッピング費用）
- ・機器・備品の購入費 ※20 万円以下の少額備品の複数の購入は、第 2 次助成(11 月)にてご申請ください。
- ・新築・増築・改築等及び修理等の費用

#### 【助成対象外】

- ・車両オプション(カーナビゲーション、ETC、オーディオ、ドライブレコーダー、安全装置等)
- ・車両購入にかかる保険料、税金、リサイクル等の諸経費、中古車の購入費
- ・機器・備品、増築・改築等の工事にかかる撤去費、処分費

### 4. 助成対象団体

社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、任意団体(構成員 10 名以上の団体)が運営する施設で、下記に記載の施設種別に該当する施設。

生活保護施設	救護施設
老人福祉施設	養護老人ホーム(一般)、特別養護老人ホーム(ユニット型は同一施設扱い)、地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業
障害者総合支援法に基づく施設	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A 型・B 型)、自立生活援助、就労定着支援障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
障害者グループホーム	共同生活援助(グループホーム)、生活ホーム、精神障害者ふれあいホーム
精神障害者社会復帰施設	精神障害者共同作業所
児童福祉施設	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設
女性自立支援施設	女性自立支援施設
更生保護施設	更生保護施設

<対象外となる団体>

- ・団体の設立から1年以上が経過していない団体
- ・施設の開所から1年以上が経過していない施設
- ・国または地方公共団体が設置もしくは経営し、またはその責任に属する法人(施設)
- ・令和5～7年度に「NHK 歳末たすけあい助成<第1次>」を受けた法人(施設)

5. 助成率・助成上限額

団体種別	施設種別	助成率	助成上限額
社会福祉法人・社団法人等	すべての施設・事業所	最大75%	100万円
NPO法人・任意団体	すべての施設・事業所	最大100%	100万円

6. 申請・助成スケジュール

(1) 助成対象期間

令和8年8月上旬(決定通知到着後)～令和9年2月28日(日)

(2) 申請・助成スケジュール

[当年度助成]

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	申請受付(書類提出) (4月1日～5月11日)		ヒアリング (6月15日まで)			※1 可否決定 通知〔下旬〕	
						整備開始 (8月上旬～2月下旬)	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	赤い羽根募金運動開始 (10月1日～翌3月31日)					※2 助成 事業報告締切 (上旬)	
		NHK 歳末募金 運動開始 (12月1日～25日)					

※1 今回の助成採択の可否を通知(この通知をもって車両・備品の購入を開始してください)

※2 期限内に事業報告書を提出後、当会より送金いたします(精算払い)

## 7. 提出書類

### A【法人に関する書類】

No.	書類名称	
1	令和8年度共同募金助成申請書	様式1
2	法人(団体)概要*	様式2
3	令和7年度事業報告*、決算書* (法人・施設の両方)	所定の様式なし
4	[社会福祉法人のみ] 社会福祉充実残額のわかるもの (例：社会福祉充実残額算定シート、現況報告書) ※社会福祉充実残額を有する法人は社会福祉充実計画を併せて提出	所定の様式なし
5	令和8年度事業計画*、予算書*	所定の様式なし
6	定款または会則	所定の様式なし
7	役員名簿(職名、氏名、職業のわかるもの)	所定の様式なし
8	申請施設の事業認可書または事業所指定通知書等の写し (最新の期限が書いてあるもの)	所定の様式

\*申請時点で令和7年度決算の承認が取れていない団体は、令和6年度の決算書を提出。  
令和7年度決算承認後、決算書を提出し差し替え。

### B【整備に関する書類】

9	[車両]事業計画書(整備費《車両》)*	様式3
	[備品]事業計画書(整備費《備品購入》)*	様式4
	[工事]事業計画書(整備費《建物工事》)*	様式5
10	現況写真(故障や入れ替えによる整備は現状の写真添付)	
11	カタログ(整備物の写真やスペックがわかるページのみ)	
12	見積書(写し可)2社以上	
13	固定資産台帳(申請物品の所有がある場合は記載箇所)	

\*いずれか1枚を提出

## 8. 注意事項

- ① 助成決定以前に実施した事業、購入・着工・契約した事業は助成対象となりません。
- ② **助成金は精算払い(後払い)として、事業完了後の送金です。**
- ③ 複数の施設を運営する法人の申請は1施設に限ります。
- ④ 他の補助金、助成金を受ける事業は助成対象外です。
- ⑤ 申請団体の数・申請額の合計によっては、申請いただいた額より減額での採択となる可能性があります。
- ⑥ 見積書は同一の物品を同一の条件で徴収してください。法人名や消費税を含んだ総事業費が記載されているようにしてください。  
車両の場合は、共同募金の助成明示や法人・施設名などのラッピング費用を含めて徴収してください。同じディーラーの複数事業所から徴収しても構いません。

## 9. 共同募金への協力

助成を受けた法人・団体の皆さまは、募金箱の設置、募金つき自販機の設置、ポスター掲示、チラシ配布等の募金運動にご協力ください。



令和7年度ポスター



募金箱の設置



寄付付き自動販売機の設置

## 10. 申請方法

書類受付期間：令和8年4月1日（水）～5月11日（月）必着

申請書類は受付期間内に当会へ到着するように郵送または持参してください。

## 11. ヒアリング調査について

申請内容や財務状況等について、当会職員によるヒアリング調査を実施いたします。

実施期間：令和8年5月12日(火)～6月15日(月)

調査方法：オンライン(zoom)、電話または対面(当会事務局)にて30分程度を予定

※調査日程は、書類到着後から順次、当会より連絡のうえ調整します。

日程調整のご連絡は、遅くとも5月中に行います。

## 12. 助成決定後について

### (1) 助成明示について

共同募金の助成事業は、寄付者の皆様からのご協力により実施していますので、助成事業であることがわかるように、助成金で購入した物品や工事を実施した場所には、必ず「助成明示」をしていただきます。

下記の助成明示が実施できない場合は、助成金の交付ができません。

#### 【車両を購入する場合】

##### ①ロゴマークの表示

両サイド：円の直径が最低30cm以上 / 後方部：円の直径が最低8cm以上

##### ②「NHK 歳末たすけあい助成」の表示（文字色は緑色もしくは黒色を基本とする）

##### ③助成対象施設の法人名もしくは施設名（1文字が最低10cm以上）

#### 【備品の購入・工事の場合】

①購入した物品には必ず「ありがとうステッカー」を貼付していただきます。

②工事の場合は、実施された場所がわかるように施設内に掲示していただきます。

(2) 助成事業の広報について

助成明示とあわせ、整備した備品を使用している様子がわかるお写真をご提出していただきます。ご提出いただいたお写真は、当会の広報や赤い羽根データベース「はねっと」に使用します。

また、SNS やホームページ・広報誌など様々な広報媒体での発信にご協力ください。

※詳しくは、助成が決定した際に、「助成決定通知」にてお知らせいたします。

**【千葉県共同募金会 連絡先】**

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階

◎担当者 渋沢(しぶさわ)・宮澤(みやざわ)

◎E メールアドレス bz501221@akaihane-chiba.jp

◎電話番号 043-245-1721 ◎FAX 番号 043-242-3338